

第二十八回 参議院建設委員会會議録第十九号

昭和三十三年三月三十一日(月曜日)午
前十一時十一分開会

委員の異動

本日委員川口爲之助君及び安井謙君辭
任につき、その補欠として前田佳都男
君及び最上英子君を議長において指名
した。

出席者は左の通り。

委員長 竹下 豊次君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿藏君
西田 信一君
田中 一君

委員

岩沢 忠恭君
齋藤 昇君
中野 文門君
平井 太郎君
前田佳都男君
武藤 常介君
最上 英子君
内村 清次君
小酒井義男君
戸叶 武君
村上 義一君
森田 義衛君

国務大臣

建設大臣 根本龍太郎君

政府委員

自治庁財政局長 小林與三次君
大蔵省主計局長 佐藤 一郎君

大蔵省主計 小態 孝次君
局法規課長 柴田 達夫君
建設大臣官房長 富樫 凱一君
建設省道路局長 富樫 凱一君
事務局 常任委員 武井 篤君
会専門員 松永 勇君

説明員

大蔵省主計 松永 勇君
局主計官

本日の會議に付した案件
○道路整備緊急措置法案(内閣提出、
衆議院送付)
○道路法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)
○日本道路公団法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹下豊次君) ただいまより
建設委員会を開会いたします。

委員の変更について御報告いたしま
す。本日川口爲之助君、安井謙君が委
員を辭任され、その補欠として前田佳
都男君、最上英子君が、それぞれ委員
に選任されました。

○委員長(竹下豊次君) 道路整備緊急
措置法案、道路法の一部を改正する法
律案及び日本道路公団法の一部を改正
する法律案を議題といたします。

御質疑を願います。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、
世界銀行からの借款は国の保証を必要
といたしますけれども、大体どうい

程度の保証をするかという点につい
て、一応政府としての考え方は持つて
おられますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは愛
知用水公団に対する政府保証と大体同
様の考えを持つて進んでおります。

○田中一君 愛知用水公団に対する貸
付契約の内容はどの程度までになって
おりますか。

○政府委員(富樫凱一君) これは前回
お配りいたしました愛知用水公団世
銀借款に関する貸付契約及び保証契約
というのがございます。これによりま
して、これに準じた保証を考えておる
わけでございます。

○田中一君 準じた保証を一つ、どう
いうものか具体的にお示し願いたいと
思います。

○政府委員(富樫凱一君) 保証の内容
でございますが、連帯債務につきまし
ては保証人は単に保証人としてではな
く、主たる債務者として借入人の債務
について期限通り支払うことを無条件
に保証する。それから資金の供給でご
ざいますが、保証人は借入人の事業資
金が不足する場合には、必要な資金を
借入人に供給するよう措置することを
約束する。それから第三は、借入人の
特約及び約束の履行でございますが、
保証人は当該計画に関する借入人のあ
らゆる特約及び約束が履行されるよう
措置する、こういう内容でございます。

○田中一君 私が記憶しておるところ
によりますと、これは火力発電に對す
る借款の場合、これはむしろ世界銀行

ではございませぬ。ございませぬが、物
件の担保を必要としているように記憶
しておるのですが、将来ともそういう
ような危険はございませぬか。

○政府委員(富樫凱一君) 担保につ
きましては、将来の契約の内容に謳われ
るわけでございませぬが、担保につ
きましては、電源開発などにやりましたよ
うな担保は行わないと考えております。

○田中一君 もしも政府保証というも
のは、政府自身がその契約による履行
をしない場合には、契約上の条件を履
行しない場合には、なおどういふ事態
が起るといふようなことに考えており
ますか。

○政府委員(富樫凱一君) 政府が全部
保証いたしますので、お話のようなこ
とは起らないと考えております。

○田中一君 有料道路等については、
事実上国民が納得の上に料金を支払っ
ておるといふ場合に、そうした道路の
有料として水揚げされる料金を担保に
するといふようなことは含みにござい
ませぬか。同時にまた、そういうこと
を要求された場合には、政府はどうい
う態度をとりますか。

○政府委員(富樫凱一君) 料金などを
担保にすることは含んでおりません。

○田中一君 今後持たれる契約の上に
おいて、そういう料金を最後の担保に
保にするといふふうな条件を示された
場合には、政府はどういふ態度をと
って善処する考えですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) お答え申
し上げます。先ほど道路局長から御答

弁いたしましたように、政府が全面的
に保証しておりますので、道路公団
の水揚げを直接に世界銀行が担保と
するといふことはあり得ないと思
いますが、もしもそういうような場合に
おいては、従来の愛知用水公団の例
から見ましても、こういうことはおそ
くないと思ひますし、もしもそうい
う要求がありましても、政府が全面的にこ
れは保証しているわけでございませ
うから、その必要はないといふことを明確
にいたしました。さういふことのない
ようにいたしたいと考えております。

○田中一君 一応考えておりますとこ
ろの一億ドルを、年次のどういふ計
画を立てて向うと折衝しておるかとい
うことです、年度別に。

○国務大臣(根本龍太郎君) お答えい
たします。本年度については、この前
お示した通りに四十六億圓に相当す
るほどでありまして、あとは全体とし
ては一億ドル程度でございますが、
道路建設の進行に従ってこれは借り入
れることとございませぬ。初めから借り
ておつて利子を払うよりも、やはり事
業執行上に必要な経費を借りていくと
いうことになりましますので、現在のと
ころはまだ具体的にはいつておりませ
んけれども、最初は四十六億圓相当の
ものをやる、あとは総額としては一億
ドル程度のワケで話をして、必要に応じ
て借り入れていく、こういうふうな構
想をもつて進んでいきたいと思ひま
す。

○田中一君 一億ドルと申しますと三

百六十億円。そういったしますと、これは道路整備五カ年計画の年度内に借り受けようというような折衝をしておるのか、あるいは、ばくとして道路整備のための、いや、道路建設費という名目での交渉をしておるのか。その点はむろん相手方との話し合いにならないければ結論は出ないと思ひますけれども、少くとも一億ドル、三百六十億円というものに見合ふ本年度の交渉は四十六億円で、自余のものはこの計画の中に盛り込んで考えておるのか。考えておるならば、それはどの方面にどういふように使うという含みでおるのか、その点を一つ明確に……

○国務大臣(根本龍太郎君) 御承知の通り、名神国道は三十七年から供用をする予定でございます。従ひまして、五カ年より早くこれは完成しなければならぬと考えておられます。今後折衝の場合においては、三十三年度分の四十六億のことと同時に、総体として一億ドルの交渉を進めて参るつもりでございます。ただ、借り入れの時期については、先ほど申し上げましたように、工事の進捗に従ひまして借り入れ、こういう内容で話を進めて参りたいと思つております。

○田中一君 われわれ、やはり五カ年計画というのに対して重点的な期待をかけている、という意味から、一応三百六十億円の使い方については、大まかな計画が立つていゝるものと思ひます。そこで、今工事の進捗度に伴つて借り入れの折衝をするというけれども、おそろくさういふことでは、そのつどどの交渉になりますから、さういふことはおそろくしてないと思うのです。三百六十億借りるのだという

前提に立つて三十七年度開始ということになるならば、それまでの五カ年の間において、もう政府としての工事計画に伴う資金計画は立つていゝるものと思ひますから、その点を一つ明らかにしていただきたい。

○政府委員(富樫一君) お話のように、名神国道につきましては、計画的に実施いたさなければならぬわけでございまして、その計画がまだ実施に就いて確定してゐるという段階にございせん。がしかし、大まかにみましても、資金計画も立ててゐるわけでございまして、これにつきましては、今後の折衝もございまして、三十四年度、五年度、六年度と実施いたすわけでございまして、三十五年度が最盛期になるわけでございまして、従ひまして、三十四年度、三十六年度は百億程度、それから三十五年が残り百二十億程度というふうに大まかに考えてゐるわけでございまして、

○田中一君 大まかに三百六十億の使用途というものを明らかにしなければ、折衝にならぬと思うのですから、それを大まかにどうですからお示し願ひたい、今ので三百六十億になりますか。

○政府委員(富樫一君) なります。○田中一君 もう一べん言つて下さい。

○政府委員(富樫一君) 大まかな数字を申し上げたのでございまして、三十三年度四十六億、三十四年度九十四億、三十五年百二十億、三十六年百億、こゝういたしますと三百六十億になります。

○田中一君 これは建設省としての折衝をしてゐるのか、あるいは他の政府

機関との折衝になつてゐるのか、同時にまた、その折衝には建設大臣とももにやつてゐるのか、その現在の系統と申しますか、経過を御報告願ひたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 世銀との折衝の窓口は大蔵省でございます。大蔵省が世銀と折衝をする場合における具体的データについては、建設省が公団の計画その他の資料を十分に尊重して、これに基づいて大蔵省と協議の上、窓口は一本で大蔵省がやる、こゝういふことになつております。

○委員(長竹下豊次君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員(長竹下豊次君) 速記を始め

○田中一君 小林財政局長にちよつと伺ひたいのですが、社会党としては、この法案の採決に先んじて、このような修正案を出したいという心組んでゐるのです。

それは、第一に、道路整備緊急措置法案に対しては、第四條を削るのが第一。それから第五條一項中の昭和三十三年度を昭和三十三年度以降五カ年

間。それから二分の一というのを三分の二に改めよう。そして、同條の第二項を削つて、同條を第四條にする。こゝういふような考え方を持つてゐるのですが、これに對しまして自治庁としての計算をいたしますと、これによる地方負担というものはどの程度になるか、一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(小林三三三君) 今さういふお話しでございまして、けれども、ちよつと自治庁としての正確な数字は今日持つておりませんが……

○田中一君 むろん地方の負担率を上げよう、こゝういふ考えなんです。これが第一点でございまして、今資料としてお出ししてごらん下すつてゐます。が、道路法に對しては、この一部を改正して、やはり同じように負担率を下げようという考えでゐるのです。これはむろん小林さんにはやつぱり資料として出してございまして、十分御検討になつたものと思ひますが、今の道路整備緊急措置法の、三十四年度以降も三十三年度の負担率でやつていくと、やつてはしいというのでありますけれども、道路整備緊急措置法の修正としてのこの考え方に對して、自治庁としての考え方一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(小林三三三君) 道路整備措置法の明年度以降の負担関係がどうなるかといふのは、今までもしばしば申し上げた通り、きつめて概算で、計画がきまらぬとよくわからぬのですが、建設省からこの前出されました資料のように六百億前後は違ふのじゃないかという概算だけは立てております。しかしこれは具体的計画がきまらなければ、われわれといひましてどれだけ影響があるかといふことは確言いたしかねるのでございまして、自治庁といたしましては、明年度法律を作りま

す、明年度になりますかといふことになりましかつとくとして、別に法律で定める際にはさういふ補助率で作りたい、作るように自治庁としては主張するつもりであることは事実でござい

ますが、今お話し通り、現行の、今度提案になつてゐる法律をどうするか、こゝういふことになれば、私は政府委員

といたしまして、政府の基本方針に従つて原案通り可決されることを希望する以外には道はございせん。

○田中一君 これはむろん政府委員としてはさうでございまいしょうが、ただ今御答弁の中にあるように、三十三年度で終るこの措置を、特例を、三十四年度以降四カ年間もこれを主張するといふ御答弁に對してはまことにわが意を得たものでございまして、同時に、第五條に示されておりますこの修繕の点でありますけれども、これをわれわれ負担率、国庫の負担を三分の二といふように改めたい、こゝういふ考えを持つてゐるのです、これもやはり自治庁としては、さうして地方財政の現況からみて、多少とも軽減されるならば、これらのところであるといふ御

答弁を伺へますか。

○政府委員(小林三三三君) この五條の二項の問題は、別の法律で定めることになつております。これは新たな措置として政府で決定になりますから、これは自治庁として、さういふ明確な意見なり考えを持つてゐることは、もうはつきり申し上げました。これは一項は一応現行法でまづつておりますから、これにつきまして率を今どうするかといふことについては私として意見を申し述べるといふことは差し控へたいと思ひます。

○田中一君 先般米小林さんのいろいろな答弁を伺つておると、何といつても自分の立場からいつても、地方財政といふものはまだほんとうの確立をしていないのだ、従つて軽減されるものならば軽減してはしいといふような意向のように最後の結論としてはわれわれは感じてゐるのです。従つて、今

といたしまして、政府の基本方針に従つて原案通り可決されることを希望する以外には道はございせん。

後地方道路税その他の伸びというものを勘案しながら、なおかつ国が重点政策としてこの道路整備を地方に強要するといふ形になっている以上、やっぱり地方財政全般の安全度はとらなければならぬというお考えだろうと思うのです。そこでわれわれは、維持管理費につきましても、なお国が重点的な政策としてやるものとするならば、相当な国の負担をかける必要ならぬというふうに考えておるのですが、その点に対する御意見はどうですか。

○政府委員(小林興三次君) 私はこの国と地方の負担率の問題につきましても、率直に申しまして、ただ負担率が高ければいい、何でもかんでも高ければいいというふうな気持は持っておりません。これは全般的なそれぞれの仕事の性質等を考慮して、国と地方の負担区分をきめるべきである、こういうふうな考え方でございまして、それで、ただ道路につきましても、少くとも道路整備五カ年計画を実施するに必要なこの現在の負担率の特例につきましても、私はこれは持続させるべきものだということは、もう基本的に考えております。

それから今お話を、この維持、修繕費など、維持、管理費等に対してどうするか、こういう問題につきましても、国が直接でやる場合には私は国の責任を明確にしてもらいたい、その点はこれは額のかんにかかわらず、負担区分の本質上当然そうあるべきものだと考えております。ただ、そうでなく普通の地方の事業についての補助ということになれば、これは私は国が直接でやる場合とそれは多少性質が違ひまして、それは地方は地方として出すものは充分に出していいじゃないかと

いうような考えは持っております。ただ、まあ一般国道につきましても、一級国道といふものの性格が今後変わっていくといふことになれば、それに付随しては、国としてはそれは相当な責任をはっきりさせられるのが筋じゃないだろうか、そういう感じは持っております。

○田中一君 九千億の五カ年計画の中で一千九百億といふものは他方の単独事業といふことになっております。そこでこの五カ年計画を遂行するに当たって、どうしても府県の単独事業といふものが関連されて整備されなければ本来の道路整備の目的は達せられない。従って、県負担単独事業といふものも相当整備を余儀なくされる点は道路という本来の目的からいって当然だろうと思うのです。そこで、自治庁として、やはりこの七千億といふ五カ年計画に関連する、影響を受ける一千九百億の単独事業といふものの負担、工事の進捗と申しますか、あるいは施行と申しますか、そういう点について一応全体の計画が立たざるを得ないと思ふのです。それで一応政府としては九千億という大上段からかぶして、これは五カ年計画に入らぬのだといつて逃げたてはおりますけれども、やはりこの思想といふものは、やはり千九百億の地方負担単独事業も含めたものといふものが五カ年の中にあると思うのです。構想の中にあると思うのです。そこで、その千九百億の単独事業を遂行する力といふものは、五カ年計画の具体的な地点が確立しなければ起つて参りませんけれども、大体千九百億の府県単独事業といふものはどういふ影響を受けるかという点に

ついて五カ年自治庁としても考えておられると思うのです。で、自治庁として考えられる、都道府県に対する強要と申しますか、あるいは協力という姿になるか、圧力になるかどちらかの受け方になると思うのですが、それに対する見通しをどう立てておられますか。

○政府委員(小林興三次君) 私は道路は今いろいろお話の通り、国が手を出すのだけが道路ではない、国も必要なものが、国の手の届かない道路が幾らでもあるわけでありまして、この道路に国が手を出すのとバランスをとって整備されなければ道路として役に立たない、こういう基本的な考え方を持っております。でありますから、道路整備五カ年計画に对应しまして、地方の単独事業といふものは当然ある程度確保されなければこれは意味がない、この点は建設省自身もお考えにならうと思ひます。自治庁としても当然そうあるべきものと心得ております。それで一応千九百億という数字が建設省として出されておりました、われわれとしてこの程度のものは当然やり得るようには、自治庁として地方財政上の財源を今後確保していくことは考えていかなければならない、われわれも確保する覚悟であります。おそろひは千九百億だけで一ぱいかと申しますと、私はそれは思わぬのでありまして、千九百億は一応この五カ年計画に对应してお考えになる数字であつて、それ以外でも一般の道路の維持補修費とかその他の道路関係経費といふものは私は相当あると思ひます。そういうものもひっくるめて必要なものは当然財政

上確保できるように、地方の財源の確保を確保するとともに、これが道路費に回るように財政計画上なりあるいは交付税の算定上なり、そういうものも当然責任をもつて始末をしなくちゃいけない、またそうする考えでおるのでございまして。現在のところは千九百億程度のものならば、三十四年度以降四カ年度で均分によつたといつたしまして、今年よりふえる金額が二十三、四億程度だろうと思ひます。千九百億分だけを考えれば、それでございまして、これは当然私は一般の財政の伸びに依つてこれはやり得ると、こういう見通しをつけておるのでございまして。ですから問題は、そうでないにもつぱら五千六百億の始末の問題がどうなるかといふことが非常に心配で、これだけ今年より二百億ふえるといふことは、これは絶対どう考えたつてありやうのない数字でありまして、この始末だけは新たにこの法律を作るときに筋道を立てなければやうやうがない、こういうことになるだろう、そのところをわれわれとしては一番憂慮しておるのであります。きまつた千九百億の線につきましても、われわれとしては当然引き受けてやらなくちゃならない、こういうふうに考えております。

○田中一君 土曜日でしたか、自治庁は三十三年度の起債のワケをお示しになりました。で、その中には緊急性あるもの以外は起債は認めないというふうなうたつておられますが、五カ年この法律は表題にもある通り、緊急措置法なんです。これが通過いたしますと当然、土曜日でしたか、自治庁が発表したあの三十三年度の起債のワケ内に入

るということに考えてよろしうございしますか。

○政府委員(小林興三次君) この起債につきましても、これは少し考え方が違ひまして、自治庁といつたしましては、地方債といふものは、それぞれの団体の財政運営上起債でまかなうのはやむを得ない、適当だといふものについて起債を考へるべきであつて、従来は本来一般財源でまかなうべきものを起債でやつておつた、それが今日の公債費問題を起しまして、にっちもさっちもこれはいかならざるべきものでございまして。それでございますから、一般財源に振りかへるべきものは一般財源が伸びたときには思い切つて振りかえてしまふ。御承知の通り国は一貫して非公債政策をとつておるのに、地方だけは借金をするのが当りまへだといふ顔になつておる。ここに一つの大きな問題があるのをごいまして、今度の道路問題だつて地方の見合ひ分だけ借金をするのは、地方は借金し、国は借金せぬのが当りまへだ、こういう考え方があるところにおかれましては非常に意見があるのをごいします。それはそれとして地方をいたしましては建設事業なら当然借金かといへば、これはまた誤まりでございまして、建設事業として、ほとんどもう恒常的にここ二十年も二十年も続く、そういうものは一般財源に見合つてやらなければ借金の利息ばかりふえてゆくといふことになつて、これは適当でない、ただそれだけの団体におきまして何といふんですか、非常に大きな事業を一時にやらなくちゃいぬ、非常に波のあるといふか、山のこぼれのある仕事をや

億金利を下げて五十二億か三億というのが出ているわけであって、何だからぬ。どこを調べましてもそれが明確に出ていない。まあこれは地方が負担する額であらうという推定をわれわれがする以外に方法はないわけなんです。しかし今あなたのお考えで、はっきりわかったのは、それは当然地方が負担する額である、同時にまたそれは交付公債で六分五厘の金利で貸しつける額であるということになりますと、そこにやはり問題になりますような六分と六分五厘の金利の開きがあるわけですね。そしてなおかつ現在まで国から借金をする場合にはその年度は金利がつかない、次年度から金利がつくというように私は了承をしておるのです。ところが今度の法律を見ますと、これはもう借りたときから地方の自治体の意思のいかんにかかわらず先に借りてしまつて、お前の方に相談なしに借りるのだから、おれの方は特別会計は六分の利子で借りるのだから六分でお前の方にも認めるから、特にこれは国の緊急施策であるから許してくれというのならばいざ知らず、それが六分五厘となつてこれは一般起債の金利と見合つて六分になるのではありませんけれども、自治庁としてはやはり五厘の利子やを特別会計が持つということに対しては賛成しているのですから……。

○政府委員(小林興三次君) 今度の借り入れの問題につきましては、私はまあそれはいろいろ議論が実はあらうと思います。今仰せの通り五十五億借り入れたときにどこへ金を使うかわからぬじゃないか、こういう問題も一つはあらうと思います。要するに、地方は從來は要するに国が直轄でやられる仕

事についての今なら四分の一を負担するだけであつて、国の財源は何であるかというところは地方の関知した問題じゃないのであります。直轄事業というのは全額国の予算でやるのでありまして、あとから地方の分担を国の一般会計へ入れるという仕組みにすぎないのでございまして、当年度におきましては、何も地方の負担と国の予算とは何の関係もないのであります。これは国が地方へ補助金、負担金を出す場合と違つてございまして、国が地方へ出す場合は国の補助金ないし負担金プラス地方の財源がその地方の予算になつてそれが道路事業になるわけですから、国の場合はそうでなしに、従来は要するに国費でやり、あとから地方が負担金を納める仕事と何の結びつきもないのであります。それで今度の場合だつてその本質は変わりようがないのでありまして、ただ国の財源に一部金が入るの程度をどれくらいにするかというのでおおよそ四分の一ぐらいでやつたのだ、私はこういうことだらうと思つてございまして、それでありまして、それから、われわれといたしましては、借金を国がせられるということはそれは国の財政上やむを得ないことがあるかも知れませんが、それならそれで借金に伴う利子負担というものは全くよくないなものですから、その負担は中央と地方が筋を立ててやはり配分すべきじゃないか、それでこれは今後政令の段階で議論することになつておりますから、われわれといたしましてはやはり国として筋を立てた利子負担の国と地方との配分をきめるべきであつて、いわば勝手に借金をして、お前た

ちのためだということとは理屈にならない。地方のためになれば国のためにもなる。受益の限度から言えば負担率に應じて受益があるわけでありまして、そこは筋を立ててもらいたいというのがわれわれの考えであります。今のこの利率を今度さらにどうするかという問題がありまして、この利率の問題につきましては、これはまあ交付公債全般について自治庁が実は基本的な意見を持つてゐるのでございまして、つまり国の事業について地方の分担金を交付公債でやつておるのであります。これは現に六分五厘の利子を支拂ひに払つておられますが、これはむしろわれわれの立場から言えば利子を払ふ必要がないのじゃないか、国は分担金にまで利子をとるということは少し行き過ぎじゃないか、その点は逆に言えば、国が当然負担すべき金をおくれて出したからといって、一々利子をつけて地方に払つてゐるわけではないし、それが今の義務教育にしろ、国民健康保険の負担金にしろ同じ問題で、国と地方との間でお前たち利子をつけろとか、つけないとかいうことは筋がおかしいじゃないか、だから根本的に直轄事業については利子を排除すべきではないかという基本的な考え方を持つておりますが、これは大蔵省との間に意見がまとまつておりません。そこでこの特別会計の場合は、ともかくも有利の借入金ですから、利息のつく金でやるのですから、利息のつく金でやるやつを無利子にしろということ、これは私は地方の立場からいって言い過ぎであると思ひます。一般会計の場合は利息のつかぬ金でありますから、この利息のつかぬ金を地方から

利息をとるといふのでなければ無理がある、この場合は利息のつく金でありますから、その限度において私は地方に利子を負担させるといふことは当然だらうと思つてございまして、そういう意味におきまして、六分で金を借り得るならほんとうは六分で返さざるというのが当りまえであつて、地方の利子の負担で国の事業をやれという形になるというところは、国が負担すべき経費を支拂しろという形になるというところは、私はこれは必ずしも適當じゃないといふことは、基本的に考へておるのであります。しかしまあ本年度の予算はそういう前提で組まれておるのでありますから、本年度の予算の執行の問題になれば、予算というものを頭に置かなくちゃならないといふことは、われわれとしても考へておるのでございまして、今後政令できめ得る限度のもの、は政令の際に筋を立ててもらいたいといふのがわれわれの考へてござい

て、だれが借りるかわからないものを勝手に借りておいて、いつ使うかわからぬといふものを借りておいて、その間のものを今日までは、もし計画ができておつて直ちに東京都は幾ら幾らの金を使うのだといふことになれば、それは東京都が負担してもよろしいと思ひますが、それがその金を使わない期間までも金利を地方が負担するといふことはこれは不當ではないか。むしろそれが、たとえば東京都が借りた場合、金の支出と借り受けとが同時に進むんだな金利を払わなくて済むかもしれないが、そういう操作が完全にいくかどうかは私は非常に疑問を持つております。そういう点に対しては、自治庁としては満足しておられるのか、あるいは従来通りの、次年度から金利を取る方が正しいのか、この辺どうですか。

○政府委員(小林興三氏) 結局、初年度の問題の利子をどうするかという問題ですが、私は初年度につきましても、初年度の利息というものはだれが負担すべきかといふことは、私は基本的な理屈があるべきじゃないかといふ理屈は、私は当然に成り立つと思つてございまして、従来的一般会計の負担だつて明年度からと、はつきり出ておるのでございまして、その初年度における国の財政の都合で借金をした利息を全部それは地方から地方持てというふうな言い分は私は筋が通らぬと思ひます。全部国が持つてもいいじゃないかという理屈は私は当然成り立つと思つてございまして、しかし、それは要するに地方のためにも役に立つ仕事自体を伸ばそうというために国が借り入れをしたのであるから、初年度分でも地方の普通の事業費に負担するに見合う部分ぐらいは、これは地方が負担してもやむを得ないのじゃないか、こういうことで、われわれは、初年度の利息につきましては、全部国が持つべきだといふ理屈も成り立つが、それは事業費の負担部分に應じて、その四分の一、四分の三、地方に四分の一を負担させることは、これはやむを得ないのじゃないか。われわれは政令の際には、そういう方針でぜひきめてもらいたい、こういうのが私の考へてございまして。

○田中一君 大体、原則としては、認めよう、認めるけれども、その負担率の問題は、当然地方が軽減されなければならぬといふことでございまして、そこで松永さんに伺ひますが、昨年の通常国会を通つたダム法案もこのケースだといふことをあなたは答へておられますけれども、われわれは不勉強かどうかしらぬが、そこまで追及しないであれが通つてしまつたわけでございます。そこでダム法案がこういふようになつては要りませんが、もう少しわれわれにわかるような御説明を願ひたいと思つております。今、自治庁長官の答へによりまして、大体私がこれから提案して修正をいたさうといふ案に原則的には同じでございます。大蔵省としては、初年度不特定な相手に借りかへるという建前のもとにこの五十二億程度の、地方に見合う、地方が負担するものと想定される額の特別会計の借入金に、初年度からどうして利子をつけなければならぬかという根

拠を伺いたい。それが第一点。それを先に伺います。

○説明員(松永勇君) その点は再三連合委員会でも申し上げたのでございますが、地方の負担すべき分担金というものの点については資金を借り入れる、その点は特別会計法十条ではつきりしているわけでございます。その十條に基いて地方が負担するといふものの借り入れをいたしてございまして、それに相当するものの利子といふものは、当然負担する本体ですね、元本を負担するものが当然それを負担すべきである。これは利子といふものが資本主義社会においては当然発生する。この特別会計が借りる以上資金運用部にはどうしても払わなければならない。それをそういうものが負担するのとは当然ではなからうか。従来一般会計におきましては比較的利子の観念が乏しくて、そのために資金の効率的利用という点につきましても、一般の会社その他が行うような非常にシビアな考え方が乏しいのではないかと、この反省を私たちが持つておりますが、この特別会計を作り出した際に、その点はつきりとここに事態が明らかになってきたわけでございます。そういうものは当然地方が負担しなければならぬことではないか。もしそうでないと、ダムの場合が例に出ましたが、ダムは御承知のように電気業者と国とそれから地方、この三者の多目的ダムになるわけですね。三者が経費を負担し合う。で、今の道路の場合には地方と国だけではありませんが、ダムの場合に、現在はこの地方負担金に相当するようものをダム特別会計で借り入れるということはいたしております。電気業者から現

金でこの会計に繰り入れさせるといふ方法をとっております。従つて今のやり方によりまして、地方の負担分によつて生ずる利子を電気業者にもこれをかけるかどうかという筋道からすれば、それはかけなければならぬ。それから、現在はそのようにしてございせんが、電気業者の負担する分も国が特別会計において借り入れるといふことといたしましては、その利子も、電気業者が負担すべき利子も、国が負担してやるといふふうな筋道になるわけですね。これもわれわれの常識からいまして、電気業者が負担すべきものを国が負担する。納税者にそれを転嫁していくといふことは妥当でない。それはやはり筋道は本体を借りるものがその利子相当分を負担すべきであるからである、かように考えております。

○田中一君 この三つの法律案、特別会計を含めて、整備法と措置法と道路法と、この三つの法律案に関連して、どこに地方が五十二億の金を借りるのだというところを明記してある条項がございませうか。

○説明員(松永勇君) 道路整備特別会計法第十条に地方負担分を借り入れる規定がございませう。

○田中一君 地方負担分というのは、地方そのものとは私は考えておられない。地方負担分とは、一方的に国が宣言をしていて、このことだと思ふのです。むしろ借受人がございまして、そうしておればそれを借りたといふことを了承するならば、お前の借りる分を設定するんだというところはあり得るけれども、地方負担分といふことは言つておられるけれども、地方とは言つておられぬ。地方自治

体のどこを指して、何を指しているのか明確になつておらないのです、この法律の方には。

○説明員(松永勇君) 直轄事業の性格といふものを考へてみなければならぬと思ふのでございませうが、まあ従来から直轄事業といふのは非常に重要な事業で、国がみずからやる必要がある。それが一地方に限らず全体……まあ国に及ぼす利害の程度、それから技術が非常に高度化されている必要がある。まあいろいろの場合が、これは法律……道路法にもございませうし、河川法その他にもございませうが、そういう場合には国が直轄で行う。で、そういうものにつきましても、建前として、地方の……承を得ないで国が行うといふ建前で参つております。こういう建前が実際のいかに悪いかという議論につきましてもいろいろ問題はあるかと思ひますが、現在までそういう建前で参つております。で、実際問題として、直轄で行う場合にも地方との話し合いを建設省とされては十分なさつた上で行われておりますので、そういうことから、直轄で行うものにつきましても原則としては実は国の負担率も補助の場合よりも高いといふのが実例が多うございませう。そういう建前でやつておりますので、どうしてもそこを地方の了解を得ないのには国が一方的にツケを押しつけるといふのはけしからぬではないかといふ御意見もあるかと思ひますが、これは立て方の問題といふふうに了解しております。

○田中一君 なかなか持つて回つて苦しい答弁をしておりますけれども、私が率直に伺うのは、この法律のどこにそれが地方負担分であるといふきめつけをしてあるか。金を借りる者が明確に何者であるかといふことを説明していか伺いたいと思ふのです。この三つの法律案を通じてどこで地方公共団体であるといふことをきめておりますかといふことを伺いたいのです。私の調べた範囲ではございませう。そうであるといふ想定されるものは感じられませうけれども、実際にそれであるといふものを私は発見できなかったのです。私は法律に暗いからその発見ができませんので、その点を明らかにしていただきたい。あなたはダムの特別会計と関連して電気業者の例をとつておりますけれども、電気業者の場合には、もはやそこには発電といふものは設定されておるのです。だれが発電するのだといふことは設定されておるのです。今度の五年計画といふものは、地方に国の重要政策として強制すべき性格を持つておるものなんです。なおかつ、借入金金五十二、三億といふものは、的確に、だれが借りる、だれのためにこれを借りてやるのだといふことは書いておられない。私が調べた範囲ではどこにも発見できませんでした。それを一つ教えていただきたい。私は建設省の説明員の答弁を聞いているのじゃない。

○説明員(松永勇君) 道路事業を行つた場合に、そのうち地方が幾ばくを負担すべきかといふことは、事業費が確定され、負担率が確定されておりますれば、当然計算をしますれば地方負担分が幾らであるといふことは出てくるわけでありませう。その出て参りましたものを地方財政法の十七条の二、第二項によりまして、地方公共団体に通知するといふことになつておりますから、金額はつきりいたします。それと同時に特別会計法案の十條でもこれが「地方負担金の額に相当するものの財源に充てるため必要があるとき」にその金を借り入れる。この十條の規定によつて借り入れる金額といふものはつきり明示されて借り入れをなすわけでありませう。で、そうでなしに、いわゆる一般的な財源の不足を補うための借り入れは、別の条項で借り入れると、かようになるわけでございます。計算をすればつきりいたします。

○田中一君 では、それが地方財政法でそうなつてゐるから、それを援用しているなら援用してゐるといふことを当然あなたが前もつて説明すべきだと思ふのです。同時にまた不特定な地方団体といふものをそれは表現しているものだと思うのです。現在の場合では、その際に、当然計画ができて、そして府県との了解のもとに、何々県にはこれだけの事業があつてこれだけの金だから、だから初めて金を借りるのだといふことから出発する借入金といふことになるのだといふこととよくしゅうございませう。もう一ぺん言いますと、先借りをしないで、事業計画ができ、いよいよその金を使うとき、初めて新潟県なら新潟県と話し合つて、お前の方にはこれこれの金をやるのだといふ了解のもとにその金を借り入れ、支出をするといふこととなるならば、一応金利の問題も、六分五厘といふものを何も特別会計に持たないでも、起債に振り向けて、自治庁とあなたの方と協議して認めて、その金は特別会計にそっくり入つてくれれば

いいわけですよ。ただ特別会計に入らないでも、交付公債として認められればその財源に振りかえられるわけですよ。あえて特別会計にその分を入れるということの必要はないと思うのです。

○説明員(松永勇君) 地方財政法の十七条の二の第三項によりまして、国はその工事にかかるための負担金の予定額を地方に知らせるということになりますので地方が負担する金額はつきりする。それじゃその金額のいつからの利子をこれに加えられるかということになるわけですが、御承知のように、特別会計には一般会計から国の負担分は繰り入れられる。で、一方地方の負担分はこの会計において資金運用部から繰り入れる。こういうことになりまして、その際まあ工事はいつごろから始めるかということが別にきまりまして、その工期の始期からすぐこの特別会計で借り入れる、地方負担分を借り入れるということが行われることもございまして、実際問題といたしましては、この国の負担分の金が繰り入れてありますから、まずその金を先に使う、その国の負担分で仕事が進められつつある段階において、金が足りない、その足らなくなつた分を資金運用部から借り入れる、かような運用になろうかと思ひます。ダムの場合にも実際にさうにいたしておりますが、さうしますと実際に借りた日、その日からの分がこの負担金の額に加わったものが負担金となる、かようなことと思ひます。

○田中一君 道路局長に伺います。私はこの特別会計にプールされる資金のうち、地方がその工事の施行を話し合つて認め、そして支払義務が生じたときに、改めて自治庁、大蔵省が話し合つてこの金を借りて投入しても支払いは一向差しかねないわけですか。ましてや今松永さんが言うように、一般会計からくるところの金を前年使つておいて、なるべく地方に金利等の負担をかけないという前提に立つなら、次年度にその金利をかけたらよろしいのです。ところがこの五十二億と考へておられますけれども、この特別会計に借り入れる額の中には、金利がはつきり一億二千七百万という数字が盛り込んである。これを一億二千七百万という金は、いつからの金利を想定して入つておられるのですか。これは道路局長に伺うよりも松永さんに伺ひましよう。一億二千七百万という金利が盛り込んでございまして、これはいつの分を認めて金利と工事費として使おうという考へに立つておられるわけですか、どうなつておられるのですか。

○説明員(松永勇君) 一年間のうち、まあこの金利に相当するものを過去の経験値から四・八カ月分くらいあれば大体足りるだらうということで予算を組んでおります。これは予算でございまして、実際の工事の状況によつてはまた違つてくる、かように考へております。

○田中一君 建設大臣に伺ひますが、今自治庁並びに大蔵省と論議をかわしております。そこで実際の施行に当つては、どういう方法をとつていこうとするか。私どもの考へておられますのは五十二億、金利を含めた五十二億というものが、先に借り受けて財源としてここに確保して、さうして四半期ごとに

来るところの一般財源というものの投入、これは全部来ますかどうかかわかりませんが、支払い義務が生じて金を出さうというときまで、その地方負担分に見合うところの資金というものの導入、支払いというものはどういう形で行おうとしているのか伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほど来の道路局長並びに大蔵事務当局から御説明申し上げたことで、大体尽きていふと思ひますけれども、この特別会計におきまして一般会計から入るのと、それから地方負担分を一括して処理する。この建前上いろいろそこに、それじゃその一般会計の方はすぐとん入つてきますけれども、ほかの方はいつ借り入れてやるかというこの問題は主として利子負担がある、それでは苦澁だということの観点からこういう問題が非常に議論になつてきておられるわけでございます。従ひまして運営上はできるだけ地方の利子が軽減されるという方向をもつて考慮すべきだと、こういう皆さんの御意見があるというので、さうした面において考慮するということでもあります。法律上さうならなければならぬというところではございませぬ。法律上は当初すぐにこれは借り入れて一括してやつてもこれは法律上違反ではございませぬ。さういふ意図のもとに運営するということでありまして、それでありますから、これはいつ借りるかというところは先ほどお話し申し上げた通り、でき得るだけ地方に利子負担がならないように考慮していく、しかも一面においては工事が一貫して中断されることなくやれると

いうふうなことを具体的に検討いたしまして処置いたしたいと考へております。

○田中一君 一億七千二百百万という金利は、今度借り受ける五十一億幾らですか、ちよつと数字ははつきりわからぬですが、幾らになつておりましたか、道路局長。

○政府委員(富樫凱一君) 今度借り入れますのは五十三億幾千万円でございまして……

○田中一君 ちよつと数千万と言わずに、はつきり元金と金利と分けて下さいますか……

○政府委員(富樫凱一君) 借り入れます金は元金が五十一億九千五百二十万、それから利子が一億二千七百七十五万、合計五十三億二千二百九十五万を借りるわけでございます。

○田中一君 そうすると、これを一億二千七百七十五万というものは元金五十一億九千五百二十万円の何日分ぐらいに当るのですか。

○政府委員(富樫凱一君) これは四・八カ月分になります。

○田中一君 さうしますと、金利は、この地方負担分に見合う資金の運用は、金利を全然見ないでも、操作よろしきを得れば可能であるということになりませぬか。というのは、大体において、支払い義務というものは、通例負債等に出しますと、一カ月や二カ月、三カ月無利子でもって平気で払ひぬのが普通なんです。払つておらないです。でさうして、なかなか払ひもんじやないんです。だから、四・八カ月ぐらいのものは、あなた方自身が施行者に負担させることばかりでな

く、当然この程度のものはもつと軽減されると、操作よろしきを得ればですよ。と私は考へるんです。で、どういう形でこの資金を操作しようとするか。借り入れと支払いの場合、どういう形ですか、伺ひたいと思ひます。これは、地方にさうした負担をかけたさうくないという点なんです。同時に、現在の起債というものは、次年度に初めて金利がかかるという実態から見ても、さういふ操作をしていただきたいと思ひます。だから、実際にどういう方法で行うかということをお説ひ願ひたいと思ひます。

○政府委員(富樫凱一君) 道路整備特別会計に入ります一般財源と地方負担分に見合います借入金と合せまして、事業費としましてこれを配分して実施いたすわけでございます。従ひまして、この借りる時期につきましては、一般財源からの繰り入れもありまして、借りる分につきましては、工事の実施に見合うように借りていくわけでございます。それから、当初から借りるということにはなつて参りませぬ。ただ、これだけの借入金がないと予定した事業は執行できないということになるわけでございます。従ひまして、借りる時期をあとにするわけでございますが、従来の例を見ますと四・八カ月分ぐらいになりますので、その分の利子を見込んでおるわけでございます。

○田中一君 それはあなたが説明しないでも、今、前段に説明してわかつております。しかし、これは実際の面においては、支払い義務が生じてから実際に金を支払うというまで、時間的な空間というものは、金がなくちゃならぬ

という時間は少いと思うんです。四・八カ月もかかるとは考えられないんです。ことに、松永主計官は、大部分のものは一般財源でやるんだと、そして、最後にしわ寄せになったものは五十一億九千五百二十万という地方負担分のものを使うようになるんだという説明をしています。そうして、まあ予算の方は完全に従来第一次五カ年計画で使っておるでしようけれども、事業量としては大ていへつこんでいる、進捗度が完全に行われてないということですね。それからもう一つ、決算期から見ても、大体において先へ延びて支払いが行われるのは、これは事実なんです。だから、四・八カ月なんかという数字を金利としてあげることすら、私は不

設けたという点は、やむを得ない措置として反対すべき筋合いのものではないと思うんです。しかし今のような操作をするならば、いよいよ地方負担分の支払いが発生しようとした場合に、これは今松永主計官も最後になると言いますから、一般財源で仕事をしておつて、最後になると思うんです。そういうふうになるんじゃないかと言っておりまますから、その際に直ちに交付公債に切りかえれば、そうすればその年度の金利は払わずに済むわけなんです。そうして三十四年度事業が完全に行われます。三十四年度からのものは従来通りの金利を払っていけばいいということになる。私はそういうふうに思いますが、私ども違いますか。

○政府委員（富樫勘一君） 初年度から利子がつきますが、この利子が実際に払いますのは交付公債で払うわけでございます。従来は一般財源でありましたので利子の負担はなかったわけですが、今度は借入金でありますので、その利子を負担いたしますけれども、これは交付公債で翌年度から払うということになるわけでございます。

○田中一君　その際に、金利はむろん加算されて払うんでしょう。金利は加算されるわけでしょう。

○政府委員(富樫凱一君) 交付公債については六分五厘の利子で払います。

○田中一君　ですから私の言うのは、地方の負担分というものが、支払う義務を生じたときには交付公債にしちゃうわけです。そうすれば一向差しつかえないと思うんです。

○説明員（松永勲君） 資金運用部から、この元本五十二億に近い金を借り

入れましたものにつきましては、借り入れた日から利子がつくわけであります。その利子は資金運用部に返してやらないければならぬ、その年度に利子を支払わなければならぬ、その利子を支払う金を、結局どこに帰属させるかというところでございますので、おっしゃる通り交付公債の金額の中に入れて、その年度に現金で地方から利子相当分を払い込んでいこうというわけではございません。それはこの会計でその分を借り入れてあるわけでございます。それで資金運用部にまた返す。で、その交付公債の中には、そういうものの含まれた額が交付公債の額になるわけでございます。その交付公債の利子は翌年の四月一日から利子がつく、かようなことになるわけです。

○田中一君　そこで、この地方負担に見合う金の借入れも国が強制をしている性格のものだから、さつき小林君が言っているように金利は私は国が持てというんです。従来は一般財源で完成をしているから、そのような措置が、もし本年度の予算でとれないとすれば国が持てというんです。で、

なおかつ、何か先ほど小林さんの話を聞きますと、そういう点もまだ決定的なものではなくして、まだ話し合ひの余地があるように印象づけられたのですけれども、これは、そういう点はまだ残っておるのですか。負担率の問題、金利負担等の問題もこの法律が通つてしまつと、すっかりはつきりしてしまつて話し合ひの余地はないということになつてくるんですか。

○説明員(松永勇君) その点につきましては政令で定めることになつており

まして、政令を作る閣議において十分検討されるようになっております。

○田中一君　それでは、私はこの政令できめる場合に、今言う相当地方の負担率というものは軽減されるというように理解してよろしうございますか。

○説明員(松永勇君) その問題は私からお答えするのはちよつと適当でないかと思いますが、御趣旨のほどは十分くんで政令を作る際に検討するという事に統一見解ができ上つております。

○田中一君 建設大臣からその点について一つ御答弁願いたいと思います。

（國務大臣・板本節太郎君） この問題は大へん、再三にわたりまして御論議があり、また諸般の事情を考えまして、政令を定める場合におきましては自治庁の御意見あるいは地方状況、十分考へてやりたいと思つております。

（委員長）（竹下聖子） 松本に御発言も
ございませんか。……ほかに御発言も
ございませんようですから、道路整備
緊急措置法案、道路法の一部を改正す
る法律案及び日本道路公団法の一部を
改正する法律案に対する質疑は尽きた

ものと認めて御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○委員長(竹下豊次君) 御異議ないと
 認めます。
 ちよつと速記とめて下さい。

【速記中止】
○委員長（竹下豊次君）速記を始めて下さい。
この際お諮りいたしますが、田中君から委員長の手元に、道路整備緊急措置法案に対する修正案並びに道路法の一部を改正する法律案に対する修正案

が提出されておりますので、両修正案を議題にいたすことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(竹下豊次君) 御異議ないと
認めます。
それでは田中君より修正案の趣旨説

明をお願いいたします。

○田中一君 お手元配付されておるものと考えますが、道路整備緊急措置法案に対する修正案並びに道路法の一部を改正する法律案に対する修正案を提案いたします。

一応法文を読みます。

第五条第一項中「昭和三十三年」を「昭和三十三年度以降五箇年間に、二分の一」を「三分の二」に改め、同条第二項を削り、同条を第四

な。なお本修正案に伴い、要する経費は、計画事業量の縮小を来たさないためには、昭和三十三年度において、約一億二千七百万円の国費の増加を要する見込みである。

次に道路法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五十条の改正規定のうち同条第一項の次に一項を加える部分中「国及び都道府県がそれぞれその二分の

一を負擔し」を「國がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負擔し」に改める。

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とし、以下附則第八条まで順次一條ずつ繰り上げる。

附則第九条中「及び第四条」を削

り、同条を附則第八条とし、附則第十條を附則第九条とする。

本修正案に伴い要する経費は計画事業量の縮小を来たさないためには、昭和三十三年度において、維持その他の管理として約一億七千万円、修繕として約三億五千万円、計約五億二千万円の国費の増加を要する見込みである。

以上が修正案でございます。

次に、まず道路整備緊急措置法案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

このたび提出されました道路整備緊急措置法案は、道路整備の緊急性にかんがみ、昭和三十三年度を初年度とする、新しい第二次道路整備五カ年計画を制定するもので、この新五カ年計画は、国及び地方の財源およそ九千億円を要するまでに西期的なものといえるのであります。この計画を確実に実施するためには、必要な財源を確保することが根本であり、この法案の趣旨もまたここにあるわけであり、しかして、国の事業施行については当然地方公共団体にその一部を負担させることになつており、また補助事業及び地方の単独事業の計画も当然付随してこの計画の中に入つてゐるわけであり、国、地方を通じて総合的な財源を確保調整する必要がある、万一地方財源に欠けることがあれば、この五カ年計画は両断にひとしいと言つてもあえて過言ではないのであります。この法案はなるほど国の財源の確保は考へてあるようですが、地方公共団体の負担の割合の点から見れば、昨今の経済状態及び地方財政の将来を考へて、地方財源の確保に疑問を持たざるを得ないのでありまして、このことは政府部内においてすら疑いを持たれてゐるところであります。

以上の点より修正を必要とするところは、まず第一に、第五條は昭和三十三年度についてのみ現行道路整備費の財源等に関する臨時措置法に規定する負担率ないし補助率をそのまま受け継いだにとどまり、昭和三十四年度以降については何ら具体的に定めるところもなく、単に「別に法律で定めるところによる」としてゐるのでありまして、ただに現行の臨時措置法より後退するばかりでなく、この五カ年計画の完全なる実施が危ぶまれるのであつて、この際はつきりと昭和三十四年度以降についても、昭和三十三年度と同様にする必要があるのであります。

第二に、第四條は、道路整備特別会計が、資金運用部等から直轄工事の地方負担分として借り入れをなした場合は、地方公共団体はそれによつて生じた、借り入れをした日の属する会計年度末までのいわけの未経過利子をも地方の負担とするを意味してゐるのであつて、これは現行の制度よりさらに百歩をさがつて、いたづらに地方負担を過重に押し入れるものであり、この未経過利子は当然国において負担すべきものであると考へるべきであります。

第三は、第五條中修繕についてありますが、この新五カ年計画を実施するに当り、政府は別途道路法の改正により、国道事務配分を根本的に変更して、一級国道の直轄管理まで実施して、道路整備の全きを期そうとするのでありますから、修繕の強化をはかり、国の負担率を三分の二程度まで増すことは、当然の措置と考へるのであります。

以上が道路整備緊急措置法案に対する修正案の趣旨であります。次に道路法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について申し上げます。

道路法の一部改正案におきまして、道路整備の地方公共団体の負担の割合ないし補助率はきつめて慎重に定められなければならないことはたゞいま申し上げたとおりでありまして、これに對し修正を必要といたします点は、まず第一に、本法案は一級国道の管理について、現行の都道府県知事が行う建前を改め、新設改築は原則として建設大臣が行ひ、特に指定した区間については建設大臣が維持管理を行うこと、国道事務配分を根本的に変更しながら、その負担割合は旧来の通りを原則としてゐるのとはどうも納得のいかない点でありまして、国の責任でやる以上は国の責任を明らかにすべきであつて、第五十條の改正規定の、指定区間内の維持修繕その他の管理に要する費用は、折半などせず、少くとも三分の二程度は国が負担すべきものと考へるのであります。

第二に、付則第二條の指定区間内の維持その他の管理は昭和三十三年度特に国の負担を二分の一から三分の一と減じてゐるのでありますが、国が管理をするといふならその経費の三分の二までを地方に押しつけるのでは、どこが直轄管理かと疑問をさへ生じるのであります。同様に少くとも三分の二程度は国が負担すべきものと考へるのであります。

なお、その他道路整備緊急措置法案に対する修正案に関連して関係法文の整理を行なつておきます。

以上が道路法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨でございます。以上三法案の修正に伴い要する経費は、計画事業量の縮小を来たさないためには、道路整備緊急措置法案に對しては昭和三十三年度において国費約一億二千七百万円の増加、道路法の改正案に對しては、昭和三十三年度において、維持その他の管理で一億七千万円、修繕で三億五千万円計五億二千万円の国費の増加の見込みであります。

これらの問題につきましては、当委員会とはもとより、地方行政委員会との連合審査の過程におきましても、超党派的に慎重に要望された事項でありまして、この道路行政を遺憾なく推進するため、何とぞ超党派の立場に立つて、この際全会一致をもつて御賛成を賜らんことをお願いいたします。

提案理由の説明といたします。

○委員長(竹下武夫君) ただいま田中君提出の修正案はいずれも予算を伴うものでありますので、国会法第五十七條の三により内閣に對し意見を述べ、機会を与へなければなりません。よつて、ただいまの修正案に對し内閣から意見を聴取いたします。

○國務大臣(根本龍太郎君) ただいま御提案になりました道路整備緊急措置法案及び道路法の一部を改正する法律案に對する修正案につきまして意見を申し述べます。

まず道路整備緊急措置法案第四條の削除につきましては、削除の結果として地方負担金に相当する借入金の子供はすべて国が負担せざるを得ないこととなり、特定土地改良事業あるいは特

定多目的ダム建設事業の先例に徴しましても、この借入金の子供にかんがみ適當な措置とは思へません。なお同条の政令を定める際におきましては、地方財政の状況を十分に勘案して善処いたしたいと存じております。

次に、同法案第五條の修正につきましては、かねて御説明いたしました通り地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律によりまして、河川、砂防等の事業の国庫負担の割合等を高率にいたしておりますが、これと軌を一にして道路事業につきましても道路整備費の財源等に関する臨時措置法に基き政令によりまして高率の国庫負担割合等を定めております。しかるにこの臨時特例法は昭和三十三年度までの期限立法でありますので、昭和三十三年度においては高率の負担割合等を踏襲いたすこととしたしましたが、昭和三十四年度以降は道路整備の緊急性と地方財政の状況との両面から、公共事業全般の考慮の一環として改めて考慮すべきものと考へました結果、「別に法律で定めるところによる」といたしたのであります。従いまして昭和三十三年度以降も現在の高率の国庫負担割合等を継続すること並びに修繕の国庫負担割合等の限度を三分の二に引き上げること等をこの際直ちにきめずことには賛成いたしかねるのであります。

また道路法の一部を改正する法律案の修正につきましても、道路法のごとき恒久法において、その原則的な比率割合を変更することは慎重に検討すべき事情でありますと同様の趣旨とも関連いたしまして、以上申し上げました通り修正案には賛成いたしかねるので

九

あります。今後におきましては、地方財政の状況を十分に検討いたしまして、不当な財政的圧迫を加えることにならないように慎重に措置いたしたいと考えております次第であります。

○委員長(竹下豊次君) それでは、ただいまの修正案及び内閣の御意見に対し、質疑のおありの方は御発言を願います。(なしと呼ぶ者あり)

はかに御発言もなければ、田中君提出の修正案並びに内閣の意見に対する質疑は尽きたものと認めて、道路整備緊急措置法案、道路法の一部を改正する法律案及び日本道路公団法の一部を改正する法律案並びに田中君提出の道路整備緊急措置法案に対する修正案及び道路法の一部を改正する法律案に対する修正案を一括して討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○西田信一君 私はたゞいま議題となつております道路整備緊急措置法案、道路法の一部を改正する法律案及び日本道路公団法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党を代表して政府原案に賛成し、社会党田中君提出の修正案に反対の意見を申し述べます。

この三つの法律案は、別に提案されておりますところの道路整備特別会計法案とともに、現在わが国の経済発展上最も重要な課題の一つとなつてゐる輸送力増強に対する諸施策、すなわち道路整備五カ年計画の完全なる実施、高速度自動車国道の財源確保及び幹線道路網たる一級国道の管理態勢の強化の上にきつて重要な基本原則を定めたものであります。

さらに今後期待される自動車の飛躍的発達、大型車の出現、行動範囲の伸

長等を考えますときに、この諸法案の適正なる運営こそ、將來ますます伸びていく自動車交通に適した道路体系の整備拡充に役立ち、ひいてはわが国産業経済の発展に重要な役割を果すものなものと信ずるのであります。

つきましては、本法の施行に当り、特に政府に考慮を求めたい点、以下数点を申し上げ、政府の善処を期待してやみません。

その第一点は、本法による道路整備五カ年計画の策定の基本についてであります。本法提案の趣旨説明において建設大臣はそのほゞ構想、規模を明らかにされて、その事業費総額九千億円であることを示されたのであります。五カ年計画の内容はあくまでも工事費額ではなくて、工事事業量をもつて示さるべきであると思つてございす。すなわち現在物価、現在賃率価値等における九千億に相当する事業量をその基本内容とせらるるよう措置せられたいのであります。

その第二点は、五カ年計画策定と地方公共団体との関係についてでございます。道路の整備は産業経済の大動脈として地方産業開発計画との関連はきつめて密接でございまして、地方の意思はつとめて尊重されなければならぬと思つてございす。この意味において道路整備五カ年計画の策定に当りましては、都道府県市町村と地方公共団体の意思を十分に取り入れられるように考慮を払い、計画の完璧を期せられるよう適切な配慮を望みたいという点であります。

その第三点は、五カ年計画樹立に當つての政府内部における権限の調整について遺憾なきを期せられたいとい

うことであります。特にここで申し上げておきたいことは、道路緊急整備措置法と北海道開発法との関係についてでございます。国会は北海道開発法の重要性にかんがみまして、北海道開発法の制定し、北海道開発計画の調査立案の権限を北海道開発庁長官に付与してあるものであります。従つて北海道開発庁長官は北海道開発のための道路整備計画をも樹立する権限をも有してお

るわけでございまして、この点においては建設大臣と北海道開発庁長官との権限が、競合するおそれが多分にあるわけでございす。この競合を除去し、かつ計画の完璧を期するためには、両者の緊密なる協議を必要とするわけでありまして、これを政令によつて明らかにすべきであり、建設大臣も本委員会の質疑を通してその意思のあることを明らかにせられたのであります。これを法的に十分可能と存じま

す。これは法律的に十分可能と存じましかつても、万一政令によりがたき場合におきましては、政令と同様の内容を持つところの覚書交換等の措置によつて、その万全を期せられたいといふことを申し添えておきたいのであります。

以上三点は五カ年計画の策定樹立について述べたのであります。次に計画の実施について二、三點申し述べたいと存じます。

すなわち第四点は、五カ年計画の完全実施についてでございます。現行の道路整備費の財源等に関する臨時措置法による実施状況に照らしましても、最も懸念をされますのは、この五カ年計画が完全に実施されるかどうか、完全に消化し得るかどうかという点でございます。いかに計画がかりつぱにでき

ましても、これが完全に実施されなくては絵に描いた餅にすぎないのであります。この問題は要するに財源の確保に帰着すると思つております。政府はこの財源確保に万全を期すべきであります。しこうしていまい一つの問題点は、事業量の年度配分の問題でございます。道路整備の主要財源である揮発油税等の収入財源を考慮に入

めて、その事業量が年次的に上昇カーブを描くことが、常識的な考えとして、はうなずけるのであります。けれども、一面昭和三十三年度予算に現れた第一年度分の予算計上額から見まして、後年度に急激に上昇カーブを描くような年度配分計画では、事業未消化の危険を多分にはらむものといわなければならぬのであります。政府はよろしく特別会計制度の活用についても最善の考慮と努力を払つていただきたい。そうしてつとめて年度別事業量の均分化をはかつていただきたい。かくすることによつて、五カ年計画の実施に遺憾なきを期せられたいことを強く要望いたします。

第五点として特に政府に要望いたしたいのは、本委員会においてもきつめて問題になりました、地方負担の過重によつて計画の実施に悪影響を及ぼすことのないような措置をせられたいという点であります。すなわち国と地方公共団体の財政状況を十分勘案せられまして、都道府県の単独事業の遂行を十分可能ならしめるように配慮せられたい。さらにまた昭和三十四年度以降の道路の改築、修繕に対する国の負担金の割合、補助金の率等につきましては、三十三年度におかれたと同様の考

慮を払われまして、地方負担の過重が道路整備の促進を阻害することのないように特別な措置を講ずること、この二点について特に政府の善処を求めたいのであります。さらにまた主要幹線国道等の整備に当りましては、地方の負担力の強弱によつて著しく差別がつく、こういうことの生じないよう

に、府県等に対する特別な財源措置等も考慮せられたいのであります。

第六点として、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法を徹底させられたい、こういう点でございます。いわゆる雪害法が施行されておらず一カ年の経験にはすぎませんけれども、その効果は非常に著しいものがあるためであります。が、なおその徹底を欠いてゐるために、多雪地帯の冬季交通が確保されてゐないのが現状である、今なおこれらの地帯は半年の長い間半身不随の状態に放置されておることは、雪国出身の根本建設大臣においては十分御承知のことだらうと思つてございす。その一例を最も雪害のはなはだしき北海道にとつてみましても、国道、地方道、市町村道のうち、国が直接除雪を行なつてゐるものは重要幹線だけであり、わずかに二、三キロにすぎない。ところが残るところの国道、地方道、市町村道で除雪を行わないところは四万七千キロに及んでゐる、こういう状態で、このような状態に放置されておる状態と申してもよろしい、北海道の大部分が半年間陸の孤島というやうな状態では、せっかくの雪害道路法もこれは泣いてしまふと思つてであります。幸いに今回道路緊急整備措置法が制定

されようとしており、雪害道路事業もこの中に包含されるのであります。それから、これら恵まれない雪害地帯の交通確保については、本委員会の審議の過程におきましても政府側より地方道、市町村道に対しても除雪補助の道を開く、こういう意思のあることを答弁において明らかにされておりますが、どうかこれを確実に実現せられるように特に要望をいたしたいのでござい

ます。以上六点について特に政府に要望し、その善処を期待いたすものであります。次に、ただいま提案されました道路整備緊急措置法及び道路法の一部を改正する法律案に対する修正案は、その内容を検討いたします。その一部には考慮すべき点があるとは存じますが、地方財政の推移等につきましても、今後なお検討すべき余地が残されてお

り、今後これらの問題点については、政府に十分検討と善処を期待いたしまして、今直ちに修正いたすことには賛成いたしたいのでござい

ます。以上諸点を申し述べまして私の討論を終ります。

○村上義一君 たいい議題となっており、道路整備緊急措置法は二法案につきまして、私は録風会を代表して政府原案に賛成し、田中委員から御提出になりました修正案に対しましては反対するものであります。

さきに昭和二十九年を第一年度とする道路整備五カ年計画を樹立して、その第四年まで実施して参つたのであります。道路の現状は産業経済の急速なる発展に伴わず、道路交通の要請に対し相去ること非常に遠い、また

先進国の水準にも著しく立ちおくれであることは政府の提案趣旨にも明らかとせられたこととあります。今回政府は道路整備特別会計の設けとともに九千億円の資金を策定して、三十三年度を第一年度とする道路整備五カ年計画を新たに樹立して、そうして本法案の提出を見た次第であります。が、これによりましてわが国経済基盤の強化に資すると同時に、他面交通事故の防止に貢献し、また沿線住宅を、もうもうたる塵埃から防護し得ることからさるものがあると思ふのであります。しかしながら本法制定の目的を完遂するためには、なお幾多の問題を包蔵してあると思ふのであります。すなわち三十四年度以降の国と府県との負担割合及び補助率は追って法律及び政令で定めることになっておりますが、閣議決定の構想によれば、道路整備費九千億

円中、道路公団の有料道路建設費は千五百億円であります。また純国費で支弁する金額は半額以下の四千二百億円で過ぎないのであります。この四千二百億円の地方の負担額は千四百億円で、さらに千九百億円で地方単独事業費となつておるのであります。従つて地方公共団体は合計三千三百億

円を負担することとなるのであります。これに見合ふべき地方道路譲与税、軽油引取税の合算額は三十三年度におきまして百九十六億に過ぎないのであります。もちろん税収額は年々漸増するとしても五年間におおそく千二、三百億円を上回らないだろうと考へるのであります。自然公債、地方債政策をとられることになつておるのであります。従ひまして今回の計画は地方公共団体の財政に及ぼす圧力

はすこぶる重大であり、ために道路整備の促進を阻害することなきやを憂うるものであります。私は国が今回の改定計画によりまして直轄施行せんとする道路の新設改良を拡大し、また維持修繕につきましてもこれを直轄に移すということに踏み切つた以上は、それらの工事費も原則として全額を国が負担することが当然でないかと思ふのであります。

次に、以上の点と表裏をなす問題でもありますが、私は道路整備特別会計設置の趣旨がきわめて不徹底であり消極的であることをすこぶる遺憾とするものであります。先年ガソリン税を一キロリットル当り一万八千三百円に値上げした際に、録風会は年々のガソリン税収額のみをもつてその年の道路整備を行わんとする方法は受益者負担主義より見てすこぶる不当なるばかりでなく、かかる方法をもつては、道路整備事業が遅々として進まないゆえんを力説したのであります。が、しこ

うして年々増加するガソリン税二十カ年くらいの税収額を想定して、これを元利償還に充当する建前をもつて最初巨額の整備資金を獲得して、わが国の工事能力を動員し、短期間に遂行するにあらざれば、道路整備の緊急性に対応することは到底不可能であるべきことを主張したのであります。また、か

くのことがくまなく、初めて受益者負担の精神が実現するゆえんであることを主張したのであります。すなわち、三十三年度ガソリン税収見込額は約五百六十億円でありますが、年々一割ないし二割ずつ増加するものとしましたなら、これによつて少くとも二兆円ぐら

いの資金は保証されるべきはずであります。かかる観点から見まして、今回の道路整備緊急措置法の構想がはなはだ消極的であり、不徹底であることを遺憾とするものであります。が、今回提出された一連の緊急措置は、道路整備を数歩前進せしむるものであることは明瞭であります。から、私は近き将来に政府の善処、断行を強く要望して、本法案に賛成する次第であります。

また、田中委員御提出の修正案につきましては、ただいま内閣を代表しまして、建設大臣より意見の御開陳がありました。が、本修正案は予算に直接関連いたしまして、今はその時期でないと考えます。から、遺憾ながら、この修正案には賛成できない次第であります。

○委員長(竹下豊次君) 他に御意見もないようでございます。から、討論は終了したものと認めて御異議ございませ

んか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹下豊次君) 御異議ないと認めます。それではこれより、道路整備緊急措置法、道路法の一部を改正する法律案及び日本道路公団法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、田中君提出の道路整備緊急措置法案に対する修正案及び道路法の一部を改正する法律案に対する修正案を問題に供します。田中君提出の両修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹下豊次君) 少数でございます。よつて田中君提出の両修正案は否決されました。

それでは次に、道路整備緊急措置法案、道路法の一部を改正する法律案及び日本道路公団法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、田中君提出の道路整備緊急措置法案に対する修正案及び道路法の一部を改正する法律案に対する修正案を問題に供します。田中君提出の両修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹下豊次君) 少数でございます。よつて田中君提出の両修正案は否決されました。

それでは次に、道路整備緊急措置法案、道路法の一部を改正する法律案及び日本道路公団法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、田中君提出の道路整備緊急措置法案に対する修正案及び道路法の一部を改正する法律案に対する修正案を問題に供します。田中君提出の両修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹下豊次君) 少数でございます。よつて田中君提出の両修正案は否決されました。

それでは次に、道路整備緊急措置法案、道路法の一部を改正する法律案及び日本道路公団法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

○委員長(竹下豐次君) 次に、ただいま提案されました自民、社会、緑風三派共同提出にかかる道路整備緊急措置法案に関する付帯決議案を議題といたします。

ただいまの付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹下豐次君) 全会一致と認めます。よって自民、社会、緑風三派共同提出にかかる道路整備緊急措置法案に対する付帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹下豐次君) 御異議ないと認め、さように決定いたしました。

それから報告書には賛成者の御署名を付することになっておりますので、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

斎藤 昇 戸叶 武
前田佳都男 内村 清次
村上 義一 岩沢 忠恭
森田 義衛 小酒井義男
中野 文門 武藤 常介
西田 信一 稲浦 鹿藏
石井 桂 田中 一

○委員長(竹下豐次君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後一時二十三分散会

昭和三十三年四月四日印刷

昭和三十三年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局